

## 八尾市特殊詐欺対策機器普及促進事業実施要領

### (目的)

第1条 この事業は、八尾市内の高齢者に対して、特殊詐欺対策機器（以下「対策機器」という。）を貸与することにより、高齢者への特殊詐欺被害の未然防止を図り、八尾市域全体での特殊詐欺被害の低減を図ることを目的として実施する。

### (対策機器の概要)

第2条 この事業において貸与する対策機器は、固定電話機のうち、次に掲げる機能を有するものとする。

- (1) 電話機の着信音が鳴る前に、発信者に対して警告メッセージを流す機能
- (2) 120分または100件以上の通話を録音できる保存容量を有し、録音したデータが当該容量を上回るときは、最も古いデータから自動で消去し、上書き保存する機能
- (3) 録音したデータを再生および消去する機能

### (関係機関との協力)

第3条 この事業の実施にあたっては、大阪府八尾警察署、消費者団体その他関係機関と連絡を密にし、高齢者への特殊詐欺被害の防止に努めるものとする。

### (貸与対象者)

第4条 対策機器の貸与対象者は、申請日時時点で八尾市内に居住する65歳以上の者で、当該対象者の属する世帯の構成員全てが65歳以上かつ、申請時年度の住民税が非課税の者とする。

### (貸与の申請)

第5条 対策機器の貸与を希望する者（以下「申請者」という。）は、八尾市特殊詐欺対策機器貸与申請書（様式第1号）に申請者の本人確認書類の写しを添えて、市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、申請者の親族その他市長が適切であると認める者が、申請者に代わって行うことができるものとする。

### (貸与の可否の決定および通知)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、申請書類の内容に基づき、第4条の規定に該当するかどうか、住民基本台帳の情報及び住民税課税台帳の情報を確認して、貸与の可否を決定し、八尾市特殊詐欺対策機器貸与・不貸与決定通知書（様式第2号）により通知するものとする（以下、対策機器の貸与を受けることとなった申請者について「利用者」という。）。

(貸与内容および条件等)

第7条 対策機器の貸与台数は1世帯に1台とし、貸与に係る費用は無料とする。

2 対策機器の貸与の期限は、八尾市が当該貸与する対策機器を取得した年度の翌年度4月1日を起算日として、6年後の年度末とする。

3 対策機器の貸与条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 利用者の属する世帯以外で使用しないこと。

(2) 八尾市域外の場所で使用しないこと。

(3) 対策機器を本事業の目的以外で使用し、譲渡し、貸与し、または担保に供してはならないこと。

(4) 対策機器を設置することにより発生する光熱費等は、利用者が負担すること。

(5) 利用者の故意または過失により対策機器が故障若しくは亡失した場合は、利用者が実費弁償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないものと認めたときは、これを減額し、または免除することができるものとする。

(変更事項の届出)

第8条 利用者は、八尾市特殊詐欺対策機器貸与申請書(様式第1号)に記載した住所、氏名および電話番号に変更が生じたときは、速やかに八尾市特殊詐欺対策機器貸与申請書記載事項変更届(様式第3号)により市長に届け出なければならない。

(損傷・亡失届の提出)

第9条 利用者は、対策機器を損傷し、または亡失したときは、速やかに八尾市特殊詐欺対策機器損傷・亡失届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(無償譲渡)

第10条 市長は、第7条第2項に規定する貸与期限の到来後、継続して対策機器の使用を希望する利用者に対し、当該対策機器を無償譲渡することができるものとする。

(貸与の取消および対策機器の返還)

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その貸与の決定を取消し、対策機器を返還させるものとする。

(1) 第4条の規定に該当しなくなったとき。

(2) 本要領の規定に違反したと認められるとき。

(3) 対策機器が不要になったとき。

(4) 前各号に定めるもののほか、市長が貸与することが適当でないとき。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行日)

この要領は令和5年12月1日から施行する。